別紙１

平成 25 年　月　日

平成２５年度青森県市町村社協職員名簿等作成事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

青森県社会福祉協議会個人情報保護規程第 5 条の規定に基づく、青森県市町村社協職員名簿作成事業(以下「本事業」という。)に係る個人情報の種類等については、下記のとおりである。

個人情報の種類	青森県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が青森県市町村社協職員名簿調査票に記載した職名、氏名、担当業務及び選出区分
個人情報の利用目的	青森県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会間の連携を図り、円滑な事業推進に資することを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力する。 また、コンピューターから出力し作成した青森県市町村社協職員名簿は、県内の市町村社会福祉協議会のみに送付し、社協職員間の連携のために利用を行う。 原則として市町村社会福祉協議会以外への提供は行わないものとする。
その他の情報	本事業担当者が得た個人情報は、本人の同意のない限り市町村社会福祉協議会以外に伝えてはならない。
個人情報保護担当者	地域福祉課　事務員　唐牛　昌世
本事業における苦情対応責任者	総務企画課　課　長　鳴海　孝彦